

藤沢市役所分庁舎 1 階福祉喫茶室
運営事業者選定プロポーザル実施要項

1 目的・概要

藤沢市（以下「市」という。）では、就労・日中活動等にかかる障がい福祉制度の活用と障がい者の就労の場の確保のため、藤沢市役所分庁舎 1 階に福祉喫茶室を設置しています。

そこで、当該スペースで安定した事業運営とサービスの提供を行う運営事業者を「公募型のプロポーザル方式」（以下「プロポーザル」という。）により募集します。

2 施設概要

（１）名 称：福祉喫茶室

（２）所 在 地：藤沢市朝日町 1 番地の 1

（３）設置場所：藤沢市役所 分庁舎 1 階

（４）面 積：120.4 平方メートル

店 舗	72.2 平方メートル	（30～46 席）
厨 房	24.1 平方メートル	
休憩・更衣室	24.1 平方メートル	

3 福祉喫茶室の基本的な運営方針

次の点を考慮して、運営の提案を行ってください。

- （１）障がいのある方の働く場・活動の場であること
- （２）市役所を訪れた方が気軽に立ち寄り、食事をとれる場であること
- （３）良質で適正な価格の飲食物を提供すること
- （４）さまざまなニーズに応えられるメニュー構成とすること

4 施設利用に関する条件

（１） 契約方法

地域福祉プラザにおける福祉喫茶室運営事業の実施にあたっては、市と運営事業者が協定を締結するものとします。

（２） 協定締結期間

協定期間は、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日までとします。ただし、期間満了の 6 か月前までに、市と運営事業者が相手方に対してこの協定を終了させる意思を書面により通知しないときには、この協定の期間は 1 年間延長されるものとし、以後、2032 年（令和 14 年）3 月 31 日まで延長できることとします。

(3) 施設使用料

福祉喫茶室の用に供する施設に限り、使用料を免除します。

(4) 経費の負担

運営にかかる従業員人件費、原材料費、リネン・ユニフォーム等のクリーニング代、電気・水道・ガス料金、設備及び備品の維持にかかる費用、清掃代、ごみ処理費、通信費（加入権・工事費を含む）、各種保険料等の費用については、全て運営事業者の負担とします。

(5) 施錠管理

施錠は使用部分のみの管理としますが、市からの指示を受けた方法によります。

(6) 禁止事項

ア 運営事業者は、福祉喫茶室の用に供する施設をその用途以外に使用することはできません。

イ 運営事業者は、協定に基づき施設を使用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、あるいは名義貸し等を行うことはできません。

(7) 協定の解除

市は、次のいずれかに該当するときは、協定を解除することができます。この場合において、運営事業者に損害又は損失が生じても、市はその賠償又は補償の責めを負いません。

ア 運営事業者が、協定条項に違反したとき

イ 運営事業者が、応募資格の詐称その他不正な手段により協定を締結したとき

ウ 休業状態が1か月間継続しているとき

(8) 原状回復

ア 協定締結期間が満了したとき又は協定が解除されたときは、運営事業者は、自己の負担により使用物件を原状に回復し、市が指定する期日までに返還しなければならないものとします。ただし、市が特に承認した場合、この限りではありません。

イ 運営事業者が、期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができるものとします。この場合において、運営事業者は、何ら異議申し立てをすることはできません。

(9) 損害賠償

ア 運営事業者は、その責に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による物件の損害額に相当する額を市に支払わなければならないとします。ただし、運営事業者が自己の負担により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ 運営事業者は、物件の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならないとします。

(10) 施設利用に係る法令の遵守

施設の利用にあたっては、関係法令等を遵守してください。

5 運営に関する条件

(1) 事業形態

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）及び同施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型の従たる事業所であることが前提条件です。

(2) 福祉喫茶室の営業時間

ア 営業開始日は、2026年（令和8年）4月1日とします。障がい福祉サービス提供事業所としての開設日も同様とします。

イ 営業日は原則として祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までとします。

ウ 営業時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内で、市と協議して決めるものとします。

エ 上記イ及びウに基づき、営業日の追加や営業時間の延長を行う場合は、本要項で定める企画提案書にその内容を記載するものとします。

オ 営業開始前の具体的な準備開始日については、市と協議のうえ決定するものとします。

(3) 提供方法及び販売品目

ア 提供方法

飲食の提供方法及び清算方法は、「3 福祉喫茶室の基本的な運営方針」を理解したうえで、自由に提案してください。なお、テイクアウト用飲食物の販売も可能です。

イ 販売品目

次の点に留意して自由に提案してください。

(ア) 良質で適正な価格のメニュー

メニューについては、基本的に自由ですが、市役所庁舎内であることを考慮し、適正な価格設定とするよう努めてください。

(イ) 地産地消の推進

地産地消の推進に協力し、ふじさわ産の食材をできる限り多く使用してください。

(ウ) 販売を禁止するもの

タバコ等の喫煙に関するもの及び酒類については、販売を禁止します。

(エ) その他

その他、サービスの向上に資する企画等があれば、自由に提案してください。

(4) 設備等の設置

別紙「設備等の配置について」に記載のある設備等については、市が設置しています。記載のない備品類等については、全て運営事業者の費用負担により行っていただきます。

(5) 事業に係る搬入口・搬入方法

商品の搬入の際は、分庁舎郵便局側入口、JR 側入り口、地下入口から搬入を行うことを想定しています。

搬入の際は、来庁者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないように細心の注意を払ってください。なお、他の駐車スペースや出入口の使用を希望する場合は、あらかじめ市と協議を行ってください。

(6) ごみ等の処理

事業所から発生するごみ等については、その回収に必要な容量のごみ箱を運営事業者が設置することとします。また、ごみ等の処理については、運営事業者の責任と費用負担により行わなければなりません。

(7) 施設の管理

ア 運営事業者は、善良な管理者の注意をもって施設及び市の設置した設備等を使用しなければなりません。

イ 運営事業者に対し、市が庁舎の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

ウ 施設内は禁煙とし、施設外にも灰皿は設置できません。

エ 庁舎内（事業所内を除く。）及び敷地内において、市の承認を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出、ビラ配りはできません。

オ 受変電設備の法定点検等により全庁一斉停電を行うときは、市と調整の上協力することとします。

カ 市役所敷地内への従業員の通勤用車両の駐車は禁止とします。

キ 分庁舎のトイレは、庁舎の開庁時間外は利用できません。

(8) 管理責任者

運営にあたり、従業員を適切に指導監督する管理責任者を配置してください。

(9) 関係法令の遵守等

ア 障がい者総合支援法に規定するもののほか、事業の運営に係る関係法令等を遵守してください。

イ 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令で定める諸官庁への申請・届出等については、全て運営事業者の負担において行ってください。

ウ 福祉喫茶室の運営にあたって、万一、食中毒等の事故を引き起こした場合は、保健所等の指示により、速やかに原因を調査し、運営事業者がその責任を負うものとします。

(10) 疑義等の取り扱い

本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と運営事業者で協議をして決定することとします。

6 応募資格

プロポーザルに参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

(1) 藤沢市内に事業所を有し、障がい者総合支援法に定める就労継続支援 B 型の従たる事業所としての運営が可能であること

(2) 就労継続支援 B 型事業所において、喫茶・食事の提供、又は食品を取り扱う 1 年以上の事業実績を公表日時点で有すること

- (3) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体でないこと
- (4) 藤沢市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等及びそれらとの関係を有すると認められる者でないこと
- (5) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること
- (6) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと
- (7) 公表日以後、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者並びに指名停止の措置要件に該当する者でないこと
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと（会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）
- (9) 法人に係る国税及び地方税に滞納がないこと

7 プロポーザルの日程

- (1) 参加表明受付期間
2025年（令和7年）11月14日（金）から同年11月28日（金）まで
- (2) 実施要項等への質問受付期間
2025年（令和7年）11月14日（金）から同年11月28日（金）まで
- (3) 実施要項等への質問回答期日
2025年（令和7年）12月4日（木）
- (4) プロポーザル応募申込書等の提出期間
2025年（令和7年）12月5日（金）から同年12月18日（木）まで
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング実施日（予定）
2026年（令和8年）1月8日（木）
- (6) 結果通知
2026年（令和8年）1月16日（金）

8 応募の手続き

- (1) 参加表明
参加表明者は、「6 応募資格」を確認の上、次のとおり書類を提出してください。受付期間中に書類提出のない場合は、プロポーザルの応募を受け付けません。
- ア 提出書類
 - (ア) 藤沢市役所分庁舎1階福祉喫茶室運営事業者選定プロポーザル参加表明書（様式1）：1部
 - (イ) 法人概要と既存の実施事業が分かる資料（パンフレット等）：1部
 - (ウ) 直近の財務書類及び事業報告書の写し：1部

イ 受付期間、提出先及び提出方法

(ア) 受付期間

2025年（令和7年）11月14日（金）から同年11月28日（金）まで（土・日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(イ) 提出先及び提出方法

藤沢市 福祉部 障がい者支援課の窓口へ紙ベースで提出してください。

(2) 実施要項等への質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合には、「福祉喫茶室運営事業者選定プロポーザルに関する質問票」（様式2）を提出してください。電話等による口頭での質問・問い合わせは受け付けません。

ア 受付期間

2025年（令和7年）11月14日（金）から同年11月28日（金）まで（土・日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 提出方法及び提出先

障がい者支援課へ郵送又はEメールにて提出してください。なお、Eメールで提出する場合は、タイトルを「福祉喫茶室プロポーザル質問票」とし、送信後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）、障がい者支援課へ電話で連絡してください。

郵送先：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 庶務・介護給付担当

Eメールアドレス：fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

ウ 質問への回答

2025年（令和7年）12月4日（木）午後5時までに市ホームページ上にすべての質問と回答を公表する予定です。ただし、やむを得ない事情により回答の全部又は一部を公表することが困難な場合は、参加表明者に対し、当該日時までにその旨連絡します。

(3) プロポーザル応募申込書等の提出

「8（1）参加表明」に規定する書類を提出した事業者は、次の書類一式（原本1部、写し5部）を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 福祉喫茶室運営事業者選定プロポーザル応募申込書（様式3）

(イ) 概要書（様式4）

(ウ) 企画提案書（様式5-1から様式5-5）

(エ) 納税証明書（法人市民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税）
（直近の決算書と同じ年度のもの）

(オ) 登記事項証明書

(カ) 定款（写し）

(キ) 現在の主たる事業所の管理者又は就任予定者の経歴書

(ク) 過去3年間の法人収支決算書(写し)

イ 受付期間

2025年(令和7年)12月5日(金)から同年12月18日(木)まで(土・日曜日・祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

ウ 提出先及び提出方法

障がい者支援課の窓口へ紙ベースで提出してください。なお、提出された書類の差し替え、追加等は認めません。

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日(予定)

2026年(令和8年)1月8日(木)

※ 実施時刻、実施場所等については、企画提案書等の提出期間終了後、個別に通知します。

(2) 時間配分(予定)

各事業者おおむね30分間(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度)

※ 上記時間に事業者の入れ替え時間、準備時間は含みません。

※ 当日は、事前に提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行ってください。当日に新しい資料等の提出はできません。

※ パソコンの映写によるパワーポイント等の使用はできません。

※ 当日の説明者は3人以内(本業務を担当する者を必ず含む)とします。

10 運営事業者の選定方法等

(1) 審査及び選定方法

選定に当たっては、「福祉喫茶室運営事業者選定委員会」の選定委員が、提出された企画提案書のほか、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)の内容について評価し、最も高い評価を得た応募者を、優先交渉権者(事業内定者)として選定します。

応募要件及び適合すべき基準を満たしているか等の確認を行い、要件等を満たす事業者について、「藤沢市役所分庁舎1階福祉喫茶室運営事業者選定プロポーザル審査基準(別表)」に基づき審査採点を行います。各選定委員が評価した点数を合算したものの平均が満点の60%以上となった事業者を候補とします。複数の候補が生じた場合は、合計点数による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として選定し、2番目に高い評価を得た事業者を次点の事業者として選定します。また、合計点数が同点となる者が2事業者以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行います。

(2) 選定結果

選定結果は、2026年(令和8年)1月16日(金)までに応募者全員に通知します。

(3) 選定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、運営事業者としての選定を取り消します。選定に当たって複数の候補があった場合には、次点の事業者と調整を行います。

ア 「6 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合

イ 応募書類に虚偽の記載があったことが判明した場合

ウ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った事実が認められた場合

1 1 留意事項

- (1) 応募やプロポーザル審査等の手続きに関して応募者が要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出された書類は、プロポーザル審査以外の目的には使用しません。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出はできません。
- (5) 応募書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、辞退届（任意書式）提出してください。
- (6) 評価点については、応募申込書を提出した事業者のうち希望者に限り、当該希望者の評価点（総合計得点）のみ開示することができるものとします。
- (7) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、企画提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、企画提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張し得ないものとします。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、企画提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報（公開することによって、法人の正当な利益を害するおそれがある情報）に該当するものは、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。
- (8) 事業者は、委託事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

1 2 問い合わせ先

藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 庶務・介護給付担当

電 話 0466-50-3528

FAX 0466-25-7822

メール fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp